

議案第 6 号

甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 1 6 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱

甲賀市日本語初期指導教室設置要綱(平成30年甲賀市教育委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「甲賀市水口町水口5607番地(水口保健センター内)」を「甲賀市水口町山774番地(伴谷東小学校内)」に改める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

甲賀市日本語初期指導教室設置要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 教室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>甲賀市水口町山774番地(伴谷東小学校内)</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 教室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>甲賀市水口町水口5607番地(水口保健センター内)</u></p>